



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 税理士の会計業務契約に不正発見義務は含まれるか？

税理士法第2条（税理士の業務）では、第1項で「税理士業務」（税務代理、税務書類の作成、税務相談）、第2項で「付随業務」（財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務）を定めています。税理士に対する損害賠償請求訴訟の大部分は、この1項に定める「税理士業務」に関して、善管注意義務（民644）を欠いたか否か、その結果として委任（民643）契約上の債務不履行（民415）があったかどうかが争点となっているもので、2項の「付随業務」に関する事例は公開されていないようです。

今回紹介する事例は、2項に定める、財務書類の作成・会計帳簿の記帳代行について締結した準委任契約の内容に、「従業員の不正発見」や「経営指導」が含まれるかどうかを争って、契約にはこれら業務は含まれていないと判断された貴重な未公開判例です（平成12年8月9日富山地裁）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

医師である原告は、自己の経営する医院の経理事務を担当していた丙川が原告への貸付金の返済と利息の支払という名目で6700万円余りを横領し、損害を被ったのは、税理士である被告の債務不履行によるものであるとして、損害賠償請求訴訟を提起しました。その理由は次のとおりです。

1. 原告は被告との間で、医院開業当日、準委任契約を締結し、その内容は、医院に関して①税務書類の作成、②財務書類の作成、会計帳簿記帳の代行その他財務に関する事務、③医院の経営指導、である。
2. 上記契約上、被告は専門家として、業務遂行中に原告の従業員の不正行為を発見した場合には、原告に対する報告義務があり、会計帳簿の記帳を通じて、丙川の横領の事実を発見していたにもかかわらず、これを原告に報告しなかったため、原告は、有効な対策を講じることができず、損害を被った。
3. 被告が作成した開始貸借対照表と総勘定元帳には、被告により架空記帳がなされている。被告は、資料を確認し、帳簿に正確に記帳すべきであるにもかかわらず、これらの架空記帳により、原告の丙川に対する架空の借入金が計上され、丙川による借入金返済・利息支払名目での支出を可能にした。

これに対し、裁判所は次のとおり、原被告間の契約内容に、医院の経営指導、従業員の不正発見は含まれていないとして、不正発見義務の不履行の問題は生じないと判断しました。

1. 原告は、被告に委任する事務内容について被告と話したことではなく、丙川に全て委ねていて、丙川と被告との間で、経営指導について委任する旨のやりとりはなく、原告が被告に対し経営指導を求めたこともなかったため、被告の受任内容には、医院に対する経営指導は含まれていないと認められる。
2. 丙川と被告との間で委任事務内容を定めるにあたり、従業員の不正発見を念頭においていたりとはなく、また、原告は、丙川に不正行為の疑いを持ったにもかかわらず、被告に対し、相談したり調査や報告を求めていないから、原被告間において従業員の不正発見は合意内容ではなかったと認められる。
3. 契約の目的は、正確な財務書類・税務書類の作成によって医院の財政状態や経営成績を利害関係者に示し、法規に則った適正な納税ができるようにすることであり、これが債権者である原告が取得すべき給付結果であると考えられる。しかし、原告が侵害されたと主張している利益は、原告の所有財産そのものであり、これは、給付結果の性質上必然的に伴う利益とはいえず、受任者には善管注意義務があることを考慮しても、被告に、積極的に不正を発見すべき義務があるということはできない。
4. 税理士法1条、41条の3の趣旨に照らせば、少なくとも受任者が不正を発見したときには、これを委任者に報告する義務があるものと認められるので、被告が丙川の不正を発見したか否かにつき検討する。

原告は、開業資金の借入や資金繰り等、医院の経営について一切を丙川に委ねて、実印や銀行印も預けており、原告に融資をした銀行の支店長が、被告に丙川をオーナーとして紹介するなど、被告が、丙川が医院の実質的経営者であると認識するのも無理からぬ状況であったといえるから、被告が、丙川による、借入金の返済・利息支払等の名目での預金引出し等を不正行為であると疑う余地は極めて少なかったというべきである。

..... (資料提供 税法データベース編集室)

◇以上の判例について詳細（全文・A4版9枚）が必要な方は、送料実費とも1,000円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。